

戸田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び市内において組織する団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わな

ればならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し（規則で定めるところにより）、見舞金の支給を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見の聴取)

第11条 市は、市が実施する犯罪被害者等の支援が適切に実施されるよう、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第8条の規定は、施行日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。